「相談をつなぐシート」

【基本情報】

<table>
<tr><td rowspan="6">対象者</td><td>ふりがな</td><td colspan="7">ゆざわ　いちろう</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="7">湯沢　一郎</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">昭和 47 年 1 月 1 日</td><td>年齢</td><td>50 歳</td><td>性別</td><td colspan="2">■男　　□女</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="7">〒012　－　0824
湯沢市△△町字◇◇○○番地</td></tr>
<tr><td>電　　話</td><td>自宅</td><td>（73）－　2111</td><td>携帯</td><td colspan="4">（090）1111　－　1111</td></tr>
<tr><td>メール</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">来談者
※ご本人以外
の場合</td><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">来談者の
ご本人と
の関係</td><td colspan="3" rowspan="2">□家族
（本人との続柄　　　　　　）
□その他
（　　　　　　　　　　　）</td></tr>
<tr><td>電　話</td><td colspan="2">（　　　）　　－</td></tr>
</table>

【ご相談内容】

ご相談されたい内容に○をおつけください。

※複数ある場合は一番のお困りごとに◎をおつけください。

○	病気や健康について		心の悩み		障がいについて
○	介護について		子育てについて		ひきこもりについて
○	税金や公共料金の支払いについて	○	生活費・家計について		債務について
	消費生活相談		ＤＶ・虐待		成年後見・権利擁護について
	教育について	○	就労について		その他（　　　　　　　）

【相談の内容を具体的に記入ください】

病気のため仕事が出来ず、税金や公共料金をここ数年滞納している。治療をしたいが貯金もなく困っている。収入は妻のパート収入と母の年金収入で、食べていくだけで精一杯。母も高齢で足腰が弱く、認知症を疑う行動があり、目が離せない状況になってきている。

【連絡方法】

※相談支援機関から連絡しますので、必ず連絡の方法を記入ください。

□自宅電話　　　　■携帯電話　　　　□その他（　　　　　　　　）

連絡希望時間帯　□あり（　　　　時頃）　■なし

【ご本人の同意をお願いします】

相談支援にあたり、このシートを必要となる関係機関（者）と共有することに同意します。

令和　4　年　7　月　22　日　　　　本人署名　湯沢　一郎

（備考）相談内容の状況により、本人の同意が得られない場合は、その理由を記入ください。

（初回相談受付）

相談内容・概要

相談受付日　７月22日（金）受付者　上下水道お客様センター　佐竹二郎
連絡先（内線 451）

（本人の状況）
１０数年前から糖尿病を患っていたが、５年ほど前から足の先や裏、手の指に痛みやしびれなどの感覚異常があらわれた。目もかすれ、見えづらい状況が続いている。病院に行きたいが、お金がない。大工の仕事をしていたが、こんな体調のため、３年前にクビになった。

（家族構成図）
本人
妻　46 歳
母　83 歳

（相談の主訴）
滞納している水道代、下水道代を免除してほしい。他にも税金や公共料金の未納がある。
糖尿病の治療をしたい。
母の面倒も見なければならないため、妻はパート勤務しかできない。母の介護サービスはできないか。
生活保護の該当にならないか。

（家族の状況）
妻　パート社員、健康状態は良好
母　認知症気味、介護は受けていない

頼れる方はいらっしゃいますか。　いる　・　いない（○）

（いる場合）
氏　名
関　係

<今回の対応>
免除は出来ないので、分納について主と協議し、対応について説明を行った。問題が多岐にわたっていると判断したため、福祉課地域福祉班につないだ。

※上記に記入出来ない場合は、別紙（任意様式）で結構です。

↓

【相談のつなぎ先】

受付日：令和　４　年　７　月　２２　日
所属：福祉課地域福祉班　氏名：鈴木　太郎　　連絡先：内線２１２
相談の対応：税金の滞納については「税務課徴税班」に、公共料金等の滞納については「くらしの相談課消費生活支援センター」に、また糖尿病の治療については「健康対策課保健推進班」に、介護サービスについては「長寿福祉課地域包括支援センター」に、生活保護に関しては「福祉課保護班」に相談、助言や対応を依頼した。

↓

【相談のつなぎ先】

受付日：令和　　年　　月　　日
所属：　　　　氏名：　　　　連絡先：
相談の対応：

相談支援の経過報告　（支援の結果及び変化を地域福祉班へ報告ください）	
【相談者基本情報】	
氏　　名	湯沢　一郎
住　　所	湯沢市△△町字◇◇〇〇番地
生年月日	昭和 47 年1月1日（50 歳）
【報告者】	
報　告　日	令和４年8月5日（金）
所　　　属	福祉課保護班
氏　　　名	田中　三郎
連　絡　先	内線２１４
状況報告 主と面会し、生活保護制度について説明。その後資産状況、扶養義務者の有無などを聴取によって確認し、主が保護申請をしたため、受理し、生活保護を開始する。	
結　果	継続　　　終結（〇）
備　　考 ※「相談支援の経過報告」については、保護班からの報告事例を掲載したが、相談をつないだ担当所管からそれぞれ報告を受けていることを前提。 税の滞納については、税務課徴税班より分納と納期延長の対応ができる（生活保護になった場合、受給中は滞納処分執行停止になる）ことの報告があった。 また公共料金の滞納については、消費生活センターより、何を滞納しているか整理してもらい、それぞれの窓口への相談方法についての助言の報告をもらった。 保健師（健康対策課）からは、主の糖尿病については、かなり進行しているとの判断から、すぐさま病院へ行くことを指示し、保護班が要否判定依頼をかけた。 また母については、要介護認定の申請を行った旨の報告を地域包括支援センターから受けた。また調査後に介護度に応じたサービス内容の説明を主に行うとのこと。 さらにサービスによっては妻の就労についても対応が異なることから、そのときは就労相談にも応じ、収入増を見越した支援を行っていくと担当となった保護班のケースワーカーから報告があった。 （地域福祉班　鈴木太郎）	